

## 日置市イメージキャラクター「ひお吉くん」の派遣に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、「日置市イメージキャラクターひお吉くん使用ガイドライン」に基づき、日置市イメージキャラクター「ひお吉くん」の派遣（以下「派遣」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (派遣基準)

第2条 派遣は、次の掲げる項目のいずれか一つに該当する場合とする。

- (1) 日置市が主催、共催する事業、催事及びキャンペーン等のPR活動
- (2) テレビ・ラジオ・CM等で、市長が必要と認める事業等
- (3) 書籍・雑誌・新聞・インターネット等で市長が必要と認める事業等
- (4) その他、不特定多数の市民や来訪者の参加とPR効果を見込むことができる事業及び催事等で、市長が必要と認めたもの

### (派遣の申請)

第3条 派遣を申請する者は、派遣を希望する日の3月前から14日前までに日置市イメージキャラクター「ひお吉くん」派遣申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### (派遣の承認等)

第4条 市長は、申請の内容、情報発信効果、行政の関与度、場所及び時間等を総合的に審査し、第2条の基準に合致すると認めた場合、日置市イメージキャラクター「ひお吉くん」派遣承認通知書（様式第2号）により、派遣申請をした者に派遣10日前までに通知するものとする。

2 前項の審査の結果、第2条の基準に合致すると認められない場合、市長は日置市イメージキャラクター「ひお吉くん」派遣不承認通知書（様式第3号）により、派遣申請をした者に通知するものとする。

### (派遣時間)

第5条 派遣時間は午前9時から午後9時までの間で1日1回、1時間以内とし、同一イベントに2日以上派遣はできないものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合に限り、派遣時間及び回数等を変更することができる。なお、同一時間帯における複数事業への派遣はできないものとする。

### (派遣単位)

第6条 派遣は、原則として「ひお吉くん」の着ぐるみと着ぐるみに入る

市職員等 1 名、誘導、整理及び着脱補助のための市職員等 1 名を単位とする。

(派遣の費用)

第 7 条 派遣に係る費用は次のとおりとする。

- (1) 市内の派遣 無料
- (2) 市外への派遣 交通費、輸送費及び宿泊費等の実費相当額について、原則として派遣申請者の負担とする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、無料とする。

(派遣の条件)

第 8 条 派遣申請者は、以下の条件を遵守するものとする。

- (1) 派遣を承認している場合であっても、雨天の場合、屋外での派遣は行わない。
- (2) 車輛による搬入の場合、駐車場、着ぐるみ装着に係る控室及び補助者 1 名を用意すること。

(原状回復)

第 9 条 派遣申請者が故意または過失により着ぐるみを滅失、破損、焼失その他損害を与えたときは、速やかにその旨を市長に報告し、かつその請求に従い、原状回復その他の方法により損害の賠償をしなければならない。

(責任の制限)

第 10 条 派遣により、申請者が被った被害、又は申請者が第三者に与えた損害に対し、市は一切その責めを負わない。

(補則)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 8 月 1 日から施行し、令和 5 年 7 月 1 日から適用する。